長野県宿泊税に関するこれまでの経過

年度	月	内容	備考
R4年度	10月~3月	観光振興財源検討庁内プロジェクトチームの設置・研究	
R5年度	7月	長野県観光振興審議会への諮問、観光振興財源検討部会を設置	
	10月~3月	「観光振興財源検討部会」を開催(5回開催)	
	10月~12月	「観光振興財源検討市町村ワーキンググループ」を開催(3回開催)	
R6年度	4月	長野県観光振興審議会から答申	
	5月	県と市町村との協議の場	・宿泊行為への課税について検討を表明
	9月~10月	観光振興税(仮称)骨子案の提示、パブリックコメントの実施	
	10月	「長野県観光振興税(仮称)骨子に係る県民説明会」を開催(県内4か所)	
	12月	「長野県宿泊税(仮称)に関する意見交換会」を開催	・県民説明会やパブリックコメント等で寄せられ た意見を踏まえて骨子案を変更
	2月	宿泊税制度案の提示、条例案・関連予算案議会提出⇒R7.3 可決	
	3月	「令和6年度第1回長野県観光戦略推進本部会議」を開催	・宿泊税を活用した施策の検討に向けて庁内 ワーキンググループを設置
		「令和6年度第1回長野県観光振興審議会」を開催	
R7年度	6月	「第1回長野県宿泊税活用部会」を開催	
	9月	「第2回長野県宿泊税活用部会」を開催 宿泊税条例の一部を改正する条例案議会提出⇒R7.10 可決	・「長野県宿泊税活用計画(仮称)」骨子案について議論
	10月	「令和7年度第1回長野県観光戦略推進本部会議」を開催	・「長野県宿泊税活用計画(仮称)」骨子を決定 ⇒パブリックコメントを実施(10/21~11/21)
	11月	県宿泊税条例総務大臣同意⇒宿泊税条例の施行日をR8.6.1に正式決定 「令和7年第1回長野県観光振興審議会」を開催	※宿泊税を独自に課税する予定の市町村(松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村)も同日施行を 予定

長野県宿泊税制度の概要

項目	内容
名称	長野県宿泊税(法定外目的税)
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% (制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は、さらに0.5%を加算)
税率・税額	定額制 300円(ただし、施行日から3年間は200円)
免税点	6,000円未満の宿泊料金(素泊まり、税抜き)の場合は徴収しない
課税免除	(1)学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 (2)保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (3)地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として 宿泊する場合 ※(1)~(3)のいずれも、学校・施設の長の証明が必要
想定税収	過去の県内延べ宿泊者数をもとに試算した場合、 年26億円程度(ただし、制度開始3年間(税額200円)の場合は年17億円程度)

長野県宿泊税制度の概要

項目	内容
使途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実 (2) 観光客の受入環境整備 (3) 観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等 なお、税の具体的な使途は、市町村、宿泊事業者等からなる宿泊税活用部会から意見を聴取した上で、県において策定する「長野県宿泊税活用計画(仮称)」でお示し、予算として県議会の議決を経て決定する。
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大1/2を市町村に交付金として交付
租税調整	松本市、軽井沢町、阿智村及び白馬村内の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に 係る税率は、税率を1/2(県税額が300円の場合は150円、県税額が200円の場合は100 円)まで引下げ
罰則規定	(1)特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 (2)帳簿の記載義務違反等に関する罪 (3)納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	長野県宿泊税基金を設置し管理
使途検証	県において事業の効果検証を行い、宿泊税活用部会での意見聴取を経て公表する
制度見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
制度開始日(施行日)	令和8年6月1日